

第 5 回

政務活動費検討委員会記録

郡 山 市 議 会

第5回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年6月28日（水曜日）
午後1時30分 ～ 午後2時35分
実会議時間 / 57分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員 佐藤 徹哉 委員長
箭内 好彦 委員
飯塚 裕一 委員
折笠 正 委員
塩田 義智 委員
但野 光夫 委員

栗原 晃 副委員長
蛇石 郁子 委員
佐藤 栄作 委員
山口 信雄 委員
岩崎 真理子 委員

欠席委員 近内 利男 委員

説明員 なし

事務局職員【書記】

議会事務局長 伊藤 栄治

議会事務局次長 伊藤 克彦
兼総務議事課長

総務議事課長補佐 渡邊 信幸

政務調査係長 佐藤 真人

主 任 吉田 香織

主 査 片桐 智子

主 査 矢内 健介

主 査 柴田 悠

会議に付した事件

政務活動費の運用における課題について

現地調査の有無

なし

午後 1時30分 開会

○佐藤徹哉委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

本日の欠席の届け出者は近内利男委員1名であります。

傍聴者はございません。

では、委員会記録署名委員の指名を行います。委員長において折笠正委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

協議に先立ち、前回の委員会で、佐藤栄作委員から要請・陳情活動の相手先に係る、これまでの経過等について、質問が出ておりましたので、事務局の説明を求めます。

佐藤務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、要請・陳情活動における現在の取り扱いの経緯について、資料1、A3の資料により説明させていただきます。

要請・陳情活動については、平成24年9月の地方自治法の改正により、調査研究に資するために必要な経費の一部としていた政務調査費から、調査研究その他の活動に資するための経費の一部という政務活動費に変わったことに伴い、使途目的がその他の活動へ広げられました。その他の活動として典型的な事項としては、要請・陳情活動が挙げられます。

平成24年度の政務活動費検討委員会において、具体的にその取り扱いを協議し、使途が拡大されたその他の活動については、当面は要請・陳情活動、会議費の必要最小限の項目についてのみ、政務活動費の支出を認めることとし、具体的に要請・陳情活動については、国・県等の公的機関への要請及び陳情活動に要する費用を認めるが、政党及び国会・県議会議員などの個人は対象としないという取り扱いになったものでございます。

なお、協議の中で当時の各会派から、資料の枠で囲んであるような意見が出されており、それらを踏まえて協議の結果として取り扱いが決まったものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終了しました。

では、この内容につきましては、この委員会における今後の協議項目とするかどうかについて、協議事項（1）終了後、（2）その他で協議をしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのようにいたします。

それでは、早速協議に入ります。

まず初めに、前回の委員会における協議について、継続協議となっている部分がございますので、内容の確認をしたいと思いますと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、前回の委員会における協議内容について確認します。

まず、按分の考え方について大きな5つの項目のうち、通信料、自動車燃料費、人件費、リース物品等、その他ということで、5つの項目のうち、通信料、自動車燃料費についての按分について協議が継続されております。

また、その他、カードの支払いについては、現状どおりカードで支払ったときの領収書、それから引き落とされたときの通帳の写しを添付して請求するということで、結論づけがなされております。

ただいまの内容について、事務局から何か補足ございますでしょうか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 按分の考え方につきましては、今、委員長からお話があったとおりでございます。現金以外の取り扱いについては、委員長のお話のとおりクレジットカードも含め、これまでの取り扱いとする旨の前の協議結果がございましたが、金券、例えば、図書券とか図書カード、商品券等での支払いについての考え方について、前回具体的に協議がされなかった点があるかと思います。

金券、図書券とか図書カードの取り扱いにつきましては、政務活動費等の手引き等には具体的に明示はございませんが、その運用として、政務活動費の対象としないという取り扱いをしております。この委員会において、改めてその取り扱いの考え方について整理いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 それでは今、事務局から説明のあった金券、図書券・図書カード・商品券等での支払いの考え方の整理について、按分の考え方の協議の後、改めて協議をすることとしたいと思いますよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、按分の考え方について協議いたします。

まず、前回の委員会の中で中核市等の状況がわかる資料の提示をお願いしておりましたので、事務局の説明を求めます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、中核市及び県内市の按分の状況について、A4の資料2により説明させていただきます。

こちらの資料は、長崎市で平成28年度に中核市に対し照会し取りまとめた資料や、それぞれの政務活動費の指針や手引をもとに、最新の資料とするため各市へ電話照会をした結果を取りまとめた資料でございます。

初めに、1枚目の自動車燃料費についてですが、中核市のうち対象外の取り扱いをしている市が7市、按分なし（実額）が12市、按分率2分の1が17市、按分率3分の1が2市、按分率4分の1が4市、会派または議員の判断の（適正な）按分率を使用が4市、その他が2市の状況となっております。

なお、郡山市といわき市については、該当するところの備考欄にそれぞれ青い字で記載しております。また、その他について備考欄に8分の3が1市、2分の1または3分の1が1市ということで、その状況について記載しております。

次に、郡山市、いわき市を除く県内11市の状況についてになりますが、対象外が9市、実額（定められたキロ単価で算定）が2市、その他が0市となっております。

次に、資料の2枚目、通信料についてですが、初めに、申しわけございませんが、資料の修正をお願いいたします。中核市の区分④の按分率2分の1の備考欄に記載しております、議会指定タブレットのみ1市、こちらを削除していただきまして、同じ欄のその他を15市から16市に修正していただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

中核市のうち、こちら通信料につきましては、対象外の取り扱いが2市、按分なし（実額）が10市、会派控室のみが0市、按分率2分の1が22市、按分率3分の1が3市、按分率4分の1が2市、会派または議員の判断の（適正な）按分率を使用が5市、その他が4市の状況となっております。

なお、備考欄のつくりは自動車燃料費と同様になっておりますが、例えば按分率2分の1の備考欄をご覧くださいと思います。単に按分率2分の1といっても、控室のインターネットのみが対象のもの、自宅インターネットのみが対象のもの、携帯電話のみが対象のもの等、対象が違ったりと、その取り扱いが違っております。備考欄についてはできる限りそれらを記載しております。

次に、県内11市の状況についてですが、対象外が6市、会派控室のみが3市、按分率4分の1が1市、その他が1市となっております。

次に、資料の3枚目、備品についてですが、中核市のうち対象外の取り扱いが1市、按分なし（実額）が19市、按分率2分の1が7市、按分率3分の1が0市、按分率4分の1が2市、会派または議員の判断の（適正な）按分率を使用が10市、その他が9市の状況となっております。

次に、県内11市の状況についてですが、対象外が8市、実額が2市、その他が1市となっております。

なお、備考欄のつくりは、自動車燃料費、通信料のつくりと同様になっております。

最後に、資料の4枚目、事務機器リースについてですが、中核市のうち対象外の取り扱いが

2市、按分なし（実額）が27市、按分率2分の1が3市、按分率3分の1、4分の1はそれぞれ0市、会派または議員の判断の（適正な）按分率を使用が9市、その他が7市の状況となっております。

次に、県内11市の状況になりますが、対象外が3市、実額が2市、按分率2分の1が1市、会派控室のみが5市、その他が1市となっております。県内市においては、伊達市がパソコンの取り扱いを分けておりますので、それを2つの区分で掲載している関係で合計数が合わないものがございます。

なお、資料2の詳細資料として中核市及び県内11市の按分の取り扱いの状況の資料を添付しております。資料の作成、按分の区分については便宜上、事務的に整理しているところもございますので、個別詳細についてはそちらの資料をご確認いただきたいと思います。

あと、大変申しわけございません。最初に、自動車燃料費のその他のところ、中核市で2分の1または3分の1と言いましたが、4分の1の誤りでございました。申しわけございません。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終了しました。

各委員の発言を許します。

少し時間をとって、この資料に目を通すようにしますか。

山口委員。

○山口信雄委員 一つ質問いいですか。

中核市の⑦の燃料費が2分の1または4分の1という意味がわからないので、教えていただいていいですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらにつきましては、具体的に中核市の資料で見いただくと、ナンバー11の高崎市ですけれども、その分母、母体となる数字が議員活動のみの場合は2分の1にしています。議員活動と私的な活動が入るような場合は4分の1にしているという区分でくりを分けている関係で、整理上、別枠にさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 燃料費のところの区分の⑥、会派または議員の判断のところの按分率を使用というのは、具体的にはどのように数字を出すのですか。具体的に教えてください。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらは手引きとか、指針で明確な按分率を定義せずに、議員の判断、会派の判断で、例えばその会派によって政務活動費の割合というのを2分の1、4分の1、3分の1とそれぞれ定めてそれを適用しており、議会として定めた按分率ではなくて、会派の議

員ごとそれぞれの考えで適正にやっていくという事例で、その上で手引きとか指針等に明記している状況でございます。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 遠くから通っている人は2分の1とかではないのですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤総政務調査係長 政務活動費につきましては、距離の問題もあるのですが、政務活動の捉え方として、例えば市民の方の意見を聞きに行くために、遠くに行かなければいけないとか、その距離とかもありますので、役所と自宅の距離というよりは、その活動の範囲がやはり関係してきます。

○佐藤徹哉委員長 資料に目を通す時間を、5分程度とりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 福島市の燃料費の場合、キロいくらで出ていますが、これはいくら出るのですか。

○佐藤徹哉委員長 こちらのもう一つのほうの、県内市の資料に1キロ37円と書いてある。

よろしいですか。もう少し時間をとりますか。

それとも、暫時休議して手を挙げなくても聞きたいこととかあればそれに対応しますが。

ちなみに私からも質問いいですか。

按分の考え方の、中核市の中で船橋市の按分率等なしで状況を見ると、項目ごとの按分率は定めておらず、各議員の使用実態に応じた按分率を議員みずから設定して、議員の自己決定、自己責任のもと支出されているということですが、では、燃料代100%、私はこれを政務活動にしか使っていませんという請求をしている人はいるのですか。もうこれしか、この状況しか拾っていないから実態がわからないということなのか、その辺を教えてください。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 電話でいろいろお話しさせていただくと、やはり議員の責任のもと実施しているので、議員の判断でその辺の内容はお任せしているというようなことが多いという回答でございました。ですので、実態的に内容詳細確認とかというところまでは、實際上、行ってはいないという事務局の対応でございました。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 郡山市の自動車燃料費、通信料とかは、上限1万円というのはありましたでしょうか。何かこの、資料の枠の中にはあえて表示されてない。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 資料の修正になってしまって申しわけございませんが、郡山市の状況は、自動車燃料費、通信料それぞれ上限額を定めておりまして、月額1万円が上限額となっております。資料の記載漏れがございました。申しわけございません。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 では、まだ資料に目を通していない方もいらっしゃるようなので、少し休議させていただきます。

午後 1時53分 休憩

午後 2時01分 再開

○佐藤徹哉委員長 では、再開します。

他市の状況など資料に目を通していただいた上で、皆さんのご意見を伺いたいと思います。
山口委員。

○山口信雄委員 ガソリン代の按分の考えで述べさせていただきますと、やはり議会においても新たに条例が決まったり、政務活動の幅が広がっており、以前の4分の1に決めた時点からすれば、その幅が広がっていることを考えると4分の1ではなくて、2分の1なのか、3分の1なのか、そちらのほうに近づける意味はあるのではないのかなと思います。上限が1万円と決まっており、青天井ではないので、そういう意味の中で、この機会を捉えて議論するべきではないかと志翔会として述べます。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

他市の状況を見た上で、こうしたほうがいいのかというご意見をいただきたいと思います。

飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党としては、按分率については現在のままでいいという話し合いでまとまっております。以上です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 私たちの会派も、政務活動費についてはこの項目だけではなくて、全体としてどこに一番充てるかというので計画を立てて使っていますから、ここに関しては請求はしていませんが、保障する意味ではこういったことを、きちんと確認をして、支出をしていくということは、これは大事な議員活動を保障する上で、やはり必要だろうと思っています。

ただ、際限なくどこまでもということでは決してないというのは、みんなわかっているわけですし、高ければ高いほどいいというのも、それはあると思います。

しかし、市民生活を考えた上での、公費支出であることを忘れてはならないと思います。で

すから、市民生活はどうかを考えれば、これは平成24年度に決めたことではあるのですが、その当時よりもむしろ厳しくなっているというのが、大方の市民の暮らしぶりだと私たちは認識をしているところです。

そういうことを考えた上で、先ほど出していただいた県内とそれから中核市の資料等を見せていただいておりますが、まず支給額が違うということがあると思います。郡山市は1人当たり月10万円で、会派支給となっていますけれども、中核市においても10万円まで満たないところが随分多くあるという状況が見てとれる。

それから、先ほど言った4分の1、2分の1の考え方ですけれども、議員活動であれば2分の1と説明が、先ほど事務局からもあったところだと思います。議員活動であれば全部出してもいいのではないかという議論も成立するわけであって、しかしそれをあえて2分の1にしている状況も、しっかりと私たちは見てとらなくてはいけないのではないかと思います。

ですから、本来なら自動車燃料費は、ここからここまで行ったというのは距離をはかって、キロ当たり幾らで請求するのが一番ベストです。でもそれをやってられない。日常生活が慌ただしく動きますし、ここからここが議員活動で、あとは私的な活動ですというように、切りかえが難しいということがあって、按分率の採用をした経緯が、郡山市ではあることをやはり思い出しておかなくてはいけないのではないかと思います。

ですので、私たちの会派も今の状況でいいのではないかと話し合ってきております。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 事務局から中核市と県内市の資料をいただきました。それで、按分率を、前回、私たち郡山市議会として設けた按分率は4分の1ということで、この間ずっと来ております。市によって全く対象外にしているところもあれば、対象にしているところは、本当にさまざままだという印象を持ちました。その4分の1というのは厳しいと感じる面もあるかもしれませんが、政務活動費という公費をできるだけ透明性を高くしていくという観点からいえば、私は現状どおりでいいと思っています。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

現在、議員活動の幅が広がっているので按分率を上げるべきという意見と、現状のままという意見が出ています。

栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 先輩議員から聞いた話ですと、その昔、ある議員が家族中の車の燃料費を請求したということがあって、これが問題になって、検討委員会ができたと聞いていますけれども、その当時の判例をもとに4分の1になったと聞いています。だから恐らくそのときは

市議会議員としての責務があったので、4分の1になったと思うのですが、今現在は、その車の燃費もよくなっているし、さっき話が出ましたけれども、私ももう歩いてくる距離なので車を使わないで来れますけれども、活動するとやはり、湖南に行ったり遠いところに行くことを考えると上限が1万円と決まっているので、2分の1でもいいのかなと思うときがあります。率直な話。特にうちの会派はみんな遠方のほうから来ているので。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 会派で恐らくお話しして持ってこられてる方もたくさんおられるでしょうし、志翔会はやはり山口委員の考え方に近い、みんなそういう考え方で来ておりますけれども、公明党はいかがでしょう。

○但野光夫委員 さっきもお話しましたけれども、率直に言えば上がるのがうれしいですけれども、でも現在のままでも市民の皆さんに十分説明に耐え得る按分率であると認識しています。

ただ、先ほどの議論の中で、市民生活が大変であるとか、世の中の経済状況いろいろありましたけれども、私たちの議員活動は平たく言うと、生活ではなくて仕事なのです。そうすると企業で例えば、業務車を運転するのに按分率はあるかということですが、そういうことはあり得ません。ただ、そうすると個人事業主の例えば損害保険の代理店の方とか、自分で車を出して営業している人、こういった人は税金のときに、燃料代を必要経費として申告ができます。税金から引くことができます。

したがって私たちの議員活動というのも、議員活動の中で使われる必要経費、政務活動としての必要経費なのです。その必要経費のあり方として、この自動車燃料4分の1は、極めて真っ当というか、少な過ぎるぐらいの基準であると認識しますので、上げるという意見にも半分ぐらい賛成しながら、今まででいいという人とも半分ぐらい賛成というのが私の率直な思いです。

ただ、この資料を見ると、お疲れさまでしたね。私も本当につくりたいぐらい調べては来ました。大体2分の1だったので、こういう資料が出てくるだろうと思っていました。そして結局、これだけ政務活動費についてマスコミで騒がれているのに、地方議会は率直にいいかげん結構使っていると思ったわけです。

その中にあって郡山市は結構頑張っているのではないかと思ったのです。だから、今のままでも十分説明に耐え得ると認識しています。3分の1に上げてでも半分使っているところよりも、半分より下だからとは思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員いかがですか。

○箭内好彦委員 私も、この4分の1が本当にその妥当な按分なのかというのは疑問に感じて

はいます。ただ今回の趣旨からすると、やはり市民の皆さんにきちんと説明責任を果たして、市民の皆さんが納得するということを前提に話し合っているとは思っていますので、あえて4分の1を緩くする方向に動かすのはいかなものかなとは思っています。

ただ、現実的に今おっしゃったように、2分の1でも妥当だと私は思っています。ただ、現状とすれば、4分の1から2分の1に戻したという事実は、市民の皆さんの感情からすると、余りいいほうの感情は持たないと思いますので、現状維持でいいというのが私の結論です。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 生活ではなくて仕事であるというのは、本当にそのとおりだと思いますが、ただ私たちの仕事というのは、やはり市民生活をどう守っていくかという、あるいはどういうまちづくりをしていくかということで、切磋琢磨をしながらチェック機能も果たしていくという重要な役割も同時に持っている。提案もしながらチェックもすると。

ですから、私たちは給料ではないということがあると思うのです。やはり報酬としていただいているということを考えれば、その仕事ではあるのだけれども、他業種とは意味合いが違うということをやはり捉えて、市民には説明責任を果たしていくということが、ほかの事業とはまた別に求められているということだなと思うのです。

ただ、議員の活動を保障していくという、こういう制度というか、活用をできるというのはすごくありがたいし、それは低いよりは高ければ高いほど、充実した中身も保障されるのだろうと思うのですが、しかし、そうではないでしょうと。私たち議員は、議員だけで仕事をしているわけではなくて、そこに中心に市民が座っているということを、やはり十分に捉えて、説明責任を果たしていくということから、この按分率についてもさまざまな課題が出てきて、見直しに見直しをしてここに来ていると思うのです。

だから希望と、それから実際のこの政務活動費の使い方をどう決めていくかは必ずしも一致はしないことを念頭において使っていくということかなと思いました。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 燃料代については随分意見も出ましたが、結論、今回では恐らく出ないと思いますので、一旦持ち帰りになると思うのですけれども、ほかに按分の考え方の項目では郡山市では、通信料、自動車燃料費、人件費、リース物品等、その他という項目があるわけなんですけれども、前回お話に出た通信料などについても、ご意見いただければと思います。

但野委員。

○但野光夫委員 燃料と同じですけれども、通信費も、したがって4分の1というのは、かなりの制限を加えたものであると思います。

それで、私も他市の手引きとか見たのは、郡山市のように通信と燃料代を特出しにしている

ところが意外と少なく、違う項目にまざっているところもあるのです。ですから、そういう意味でも郡山市のかがみにつける政務活動の支出調書というのは、市民の皆様の知りたい情報をわかりやすく表示していると思うのです。按分の自動車燃料代と通信費が一目瞭然で見とることができる。

ほかのところは調査費にまざっていたり、研修費にまざっていたり、各項目ごとに燃料代とか通信代をまぜこんでいるところもあるのです。そう考えると現状のままで、私たちも十分説明できるのではないかなと思いますので、4分の1でもいいと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

事務局、ちなみに人件費を挙げてきたところはあるのですか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 人件費につきましては、参考で郡山市も特に按分のところに明示はしていないのですけれども、政務活動以外のものとまじった場合は2分の1ということで挙げたものですから、参考でそちらは記載しているところで、今回は人件費のところは特段挙げてはおりません。他市につきましては、事務所費という部分と人件費をかなり気にしている部分がありまして、結構、按分の対象として取り扱っている状況でございます。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 それからここで対象となるリース物品というのは、こういったものがありますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 やはり事務機器のリース代で多いのはコピー機でございます。また、そのほかにパソコンをリースでしか取り扱わないというところもございますが、ここに出ているリースが多かったのがコピー機というような状況でございます。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 郡山市の場合、事務機器リース代については按分率なし、上限なしということでもありますけれども、現状のままとするのか。ご意見ありますか。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 一つ気になるのは、備品の使い方は実費ということになっていて、基本的には会派に置いておくということであると思うのですけれども、それを自宅に帰って使う場合もあるので、それはそこから出して持っていかないと使えないからね。そうやって使う場合もあると思いますが、基本としては会派控室にあるという、そういうことになるのかなと思っております。

コピー機とか、パソコンとかファックスとか、これは必要なものであるし、全額実費という

か対象にしているので、それはそれでいいと思うのです。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、なければこの項目ですけれども、通信費、人件費、リース物品等については現状のままという意見で、ほか按分を上げるべきという意見は出ませんでした。現状のままで進めたいと思いますが、自動車燃料費については2会派から按分率を上げてても現状の状況から道を外れることはないのではないかという意見も出ておりますので、ここは一旦会派に持ち帰っていただいて、次回、この燃料の項目の按分については決めさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、協議事項の2番、現金以外の取り扱いについて、前回協議がなされなかった部分です。その中で、金券、図書券・図書カード・商品券等での支払いの考え方の協議に移ります。

委員各位の発言を許します。

但野委員。

○但野光夫委員 私の考えはすべて現金にすべきだということです。金券にはプレミアムがついて、1万円で1万2,000円の商品券だったりするので、つまりお金としての、あとは制限もあるしね、その金券によって使えるものと使えないものと。税金とそれをセットにするのはいかがなものかと思うので、やはりイコールとなる現金ですべてのことをする。カードでもいいのですけれどね。そういった付加価値のついている金券は、政務活動費の支払いに使うのはいかがなものかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 考え方は2通りしかないと思います。今の但野委員のお話のようにこれまでどおり認めないとするか、拡大の幅を考えて今後はそういったものも領収書添付の上認めるようにするのかだと思います。

それでは、金券、図書券・図書カード・商品券等での支払いの考え方については従来どおり、これまでどおり認めないということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 はい、ありがとうございました。

きょう、今のお話の中で、金券にはプレミアムがついていて、1万円のものが1万2,000円の価値があったりすると、そういったものには透明性もないので、基本的にもう我々は現金とクレジットカードと、支払いの方法は2種類という方向で行くという話をいただきました。そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認めます。

では、次に、協議事項（２）のその他に移ります。

冒頭、佐藤栄作委員から質問のあった陳情・要請活動の相手先に係る経過等について事務局から説明がありました。

この陳情・要請活動の相手先について、本委員会における今後の協議項目とするかを協議したいと思います。

委員各位の発言を許します。

ここで、それを認める、認めないではなくて、今後協議の項目として加えるか否かということです。

佐藤委員。

○佐藤栄作委員 協議上に加えていただきたいと思うのですが。

○佐藤徹哉委員長 それではこの陳情・要請活動の相手先について今後の協議の項目とするということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのようにいたします。

では、ほかに協議事項のその他として、委員の皆様から何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、私から一つ、備品についての考え方です。

今のところ協議の項目には挙がっていないのですが、政務活動費の手引きで言うところの37ページ。

パソコンなら4年、テレビ、ラジオ、テープレコーダーなら5年、机、椅子、応接セットなら8年と法定耐用年数が決められて、要は備品管理台帳をつくってその年数を我々は管理をしなければいけないわけです。ただ、ここに具体例として挙がっていないものについては、大体がその他という扱いになっていて、10年管理するというのが現状の郡山市議会の状態です。

大体そのような感じで間違っていないですか。

そこで私一つ気になったのが、パソコンと一緒にWi-Fiを契約したのです。このWi-Fiが2万円以上でしたので、備品管理になりました。それで、10年管理だと。つまりWi-Fiはパソコンなり通信の契約が変わるたびにどんどん更新していくものなのに、これが10年というのは余りにも時代に合っていないというか、実情に合っていない。

もしそういった、これは耐用年数をパソコンに合わせるべきではないかとか、5年にすべきではないかということで、お気づきのものがありましたら皆さんから教えていただきたいですし、その管理年数についてここで協議させていただきたいという提案です。

但野委員。

○但野光夫委員　うちの会派でもW i - F i はやはり10年だと。備品台帳に10年と書いてあったから、おおっと思ったのですね。

ですから、きっと法定耐用年数をつくったところに、まだW i - F i という、この機器自体がなかったのだ。したがって今後これだけI T化が進んで、そういったものがふえてきますよね。もう既にW i - F i 機器もあるし。そう考えたときには、それはやはり法定耐用年数、全部その他にしないで、明らかに市民の皆さんが聞いてもそれはおかしいよねって思うものは、それは法定耐用年数というか、この備品については何年にしようと決めるシステムは欲しいと思いますね。年中これをやっているわけではないから、何かしらのそういう決め事をするシステムがあればいいのかなと思います。

○佐藤徹哉委員長　ほかにご意見ありますか。

それでは皆さんからお気づきのものについて持ち寄っていただいて、今後この耐用年数については協議事項に加えるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長　ほかに、その他をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長　事務局から何かございますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長　それでは、事務局から政務活動費の領収書のウェブ公開について、説明させていただきたいと思います。政務活動費の領収書等のウェブサイトでの公開については、現在作業を進めております。その中でP D F 作業の業務の委託、予算化をさせていただきまして、その業者がヨシダコーポレーションに決定しました。現在P D F の作業を進めておりますが、公開の時期としましては、経営責任者会議の説明させていただいた内容と変わらないのですけれども、7月末、8月初旬を予定しております。

政務活動費の領収書等のウェブ公開についての説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長　事務局の説明が終わりました。

各委員からご意見、ご質問等はございませんか。

○佐藤徹哉委員長　但野委員。

○但野光夫委員　領収書の黒塗りする部分はどこになるのですか。

○佐藤徹哉委員長　佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長　領収書に関しましては、法人情報とか個人情報とかがございます。これまで事務局でもその領収書の中で、個人名が入っている部分は当然黒塗りしております。また、市政情報センターに確認したところ、丸判の代表者印に関しても、こちらは基本的には安全性の観点から黒塗りしたほうがいいということで消しております。

従前からの取り扱いに加え、さらにウェブ公開ということも勘案しまして、慎重に作業を進めておりまして、その都度各議員にご相談させていただく事例もありまして、具体的な事例として、議員の実印は公開してしまうとまずいということもありますし、その辺を留意しながら作業を進めておりますので、例年より少し時間がかかっておりまして、その都度議員にご相談させていただくケースも多くなっていると思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**但野光夫委員** 要望ですけれども、デジタルデータだから、すごくきちんとやればやるほど怖いものを出すことになります。幾らでも偽造できるし、複写できるし。だからそこをよく注意を払ってほしいと思います。

○**佐藤徹哉委員長** 佐藤政務調査係長。

○**佐藤政務調査係長** 業務委託の関係で、PDFのほうの業務委託にした理由としましては、閲覧機能、事務局のコピー機でPDF化は可能ですが、検索機能は持っていないという部分もあります。

あわせて安全性の部分で、偽造防止の部分を加味して検討しているのですが、業者との相談の結果、一生懸命やったとしても、パソコン画面を写真で撮ってしまえば終わりとか、結局限界はあるというところがございます。ただ、やる以上はその辺のセキュリティの部分に関しても勘案しながら進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○**佐藤徹哉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤徹哉委員長** では、何もありませんので、閉じます。

それでは、大項目の3番、その他について、委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤徹哉委員長** それでは、協議事項項目3番その他を閉じさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程についてですが、7月25日火曜日、午前11時から開催したいと思います。

なお、次回の検討委員会におきましては、きょう継続することになりました燃料費の按分について協議を行いたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤徹哉委員長** ご異議なしと認めます。

なお、開催通知について、後日改めて事務局より発送いたします。

それでは以上で、政務活動費検討委員会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時35分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 佐藤 徹哉

副委員長 栗原 晃

委員 折笠 正